

## 玄米及び精米品質表示基準の見直しについて（案）

平成25年8月27日  
消費者庁食品表示企画課

### 1 農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示について

現行、玄米及び精米品質表示基準においては、農産物検査法第13条の規定による証明がある場合に限って、品種及び産年を表示できることとしている。

平成22年6月に閣議決定された規制・制度改革に係る対処方針で、「米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。」とされたことを受けて、玄米及び精米品質表示基準における品種・産年の表示を可能とする条件について、これまで食品表示部会で継続して検討してきたところ。

### 2 これまでの経過

平成22年6月18日 規制・制度改革に係る対処方針（閣議決定）において、品種・年産について農産物検査法によらない証明による表示の検討を決定

平成22年10月4日 第4回食品表示部会

平成22年10月6日 玄米及び精米品質表示基準の改正に関しパブコメ実施

平成22年12月13日 第6回食品表示部会

パブコメの結果報告

米トレサ法の情報伝達により、農産物検査の有無にかかわらず「産地名」の表示ができるよう品質表示基準を改正することを部会で了承。（平成23年7月1日改正・施行）

平成23年11月29日 第14回食品表示部会（課題整理）

平成24年2月20日 第16回食品表示部会

市販品（低価格の精米）の実態調査報告

精米工場等の実態調査報告

## 関係者からのヒアリング結果報告

平成24年 3月28日 第17回食品表示部会

論点を3つに分けて提示（①米の品位の表示、②農産物検査法以外の検査法、③複数原料米の表示）

平成24年 5月31日 委員の現地視察（精米工場等）

平成24年 6月25日 第18回食品表示部会（論点の方向性を提示）

平成24年 8月27日 第19回食品表示部会（論点審議）

平成24年11月29日 第20回食品表示部会

論点①について、食味試験結果を報告

⇒ 品位の表示は困難との位置づけ

平成24年11月30日 「日本再生加速プログラム」による規制・制度改革に係る対処方針で、「米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とすることについて、平成25年度上期までに結論を得る」ことを再度閣議決定。

平成25年 4月26日 第22回食品表示部会（進捗状況の確認）

### 3 これまでの議論

(1) 第18回食品表示部会において、農産物検査法に基づく検査証明以外の方法として、

- ① 第三者のチェックを伴う認証
  - ② 科学的分析等による証明
- を提案。

(2) これらについて検討を行なったところ、以下のような問題が指摘されたところ。

- ① 第三者のチェックを伴う認証について
  - ・ 農産物検査の証明は、第三者機関の客観的証明として、全国の生産・流通の各段階で一定の基準として受け入れられている。これに代わる第三者チェックの証明については、情報信頼性を確保できる制度設計を検討する必要がある。
  - ・ さらに、事業者を受け入れられる制度内容であることが必要である。

- ・ お米は、全国で数百種類の品種が栽培されており、生産履歴をチェックする手法として、地域で現在定着している農産物検査法以外に、表示を担保できる新たな制度を導入するには、時間とコストを要することが想定される。

② 科学的分析による証明について

- ・ 科学的分析手法（DNA検査など）の証明をもって、品種（産年は無理）の表示を可能とすることはすでに議論に上がっているが、現在、DNA分析が可能な品種は限定されることや検査コストが高く、ロットの証明、検査実施機関等をどう定めていくのか等の問題もある。
- ・ また、現場で日常的に実施する検査手法としては現実的かどうかとの指摘がある。

(3) 前回（第 22 回）の食品表示部会において、農産物検査法以外の方法により証明を行うことが可能かどうかについては、

① 「日本再生加速プログラム」（平成 24 年 11 月 30 日閣議決定）において、「米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とすることについて、平成 25 年度上期までに結論を得る」こととされたところ。

② そのため、食品表示部会において、農産物検査法以外の方法により証明を行うことが可能かどうか議論し、平成 25 年度上期までに何らかの検査法が提案されれば、継続して検討を行なうこととする。

一方、検討の結果、具体の案が提案されなかった場合は、一旦議論を中断し、その後、適当な検査法が確立された時点で検討を再開することとしたい。

旨を説明したところ。

#### 4 対応方針（案）

農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことについては、本年 9 月末時点までに実効性のある検査、証明の方法の提案が見込めないことから、審議を終了する。